

MFJ 中央スポーツ委員会規定

平成 2 年 12 月 25 日 改訂

平成 11 年 5 月 18 日 改訂

平成 26 年 4 月 1 日 改訂

第 1 条（設置・名称）

本委員会は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という。）定款第 42 条に基づいて設置する専門委員会とし、中央スポーツ委員会と称する。

第 2 条（役割）

中央スポーツ委員会は、会長が諮問するモーターサイクルスポーツの普及振興の方針について立案する。また各種目別委員会に方針を示すとともに、会長が諮問した次の項目について、検討して答申を行うことを任務とする。

第 3 条（構成）

中央スポーツ委員会は、次の各号のものの中から会長が委嘱した者を以って構成する

- (1) MFJ 特別会員から推薦のあった者
 - ① 二輪車メーカーから各 1 名（4 名）
 - ② MFJ 公認施設（若干名）
- (2) 各専門委員会の委員長の職にある者（若干名）
- (3) 学識経験者（若干名）

第 4 条（定員） 15 名以内

第 5 条（委員の任期）

1. 中央スポーツ委員の任期は 2 年とする。ただし、再委嘱を妨げない
2. 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする
3. 委員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする
4. 委員は、就任時または再任時に満 70 才までとする

第 6 条（委員の解任）

委員が次の各号の 1. に該当するときは、理事会の決議によって会長が委嘱を解任する

- (1) 心身の故障のため、職務執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 委員の推薦する組織の代表としての資格を失ったとき

第 7 条（開催）

1. 中央スポーツ委員会は通常委員会及び臨時委員会とする
2. 通常委員会は年間 2 回以上開催する

3. 臨時委員会は会長が必要と認めた時に必要な委員を招集し開催する

第8条（定足数）

中央スポーツ委員会は招集された委員の過半数の者が出席しなければ開催することが出来ない

第9条（座長）

1. 中央スポーツ委員会の座長は事務局長がこれにあたる
2. 座長が欠けたときまたは事故があるときは出席委員の互選により選出する

第10条（決議）

中央スポーツ委員会の決議は招集された委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う